

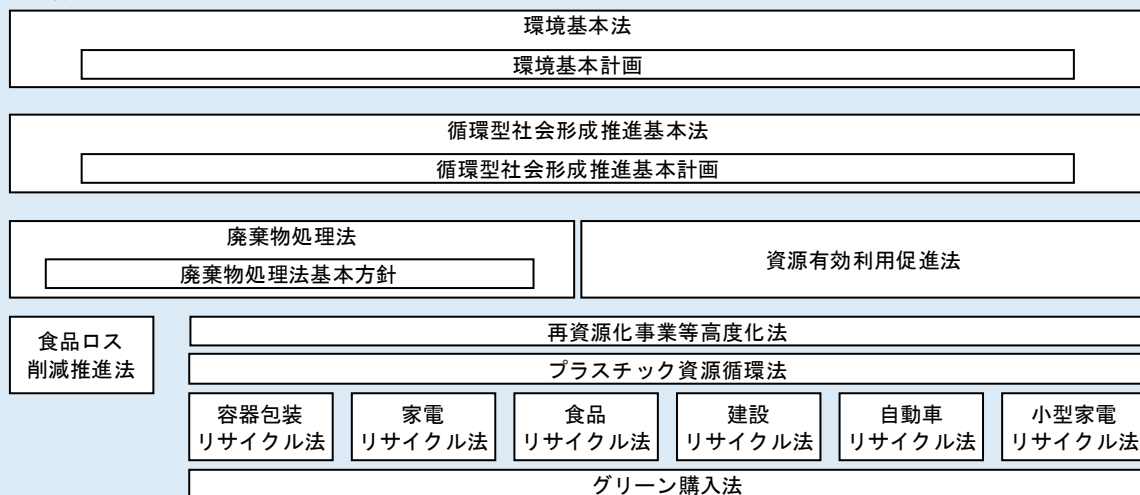
ごみ処理の現状

1. 一般廃棄物処理基本計画の中間見直しにあたって

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づいて、市町村における一般廃棄物の減量化や資源化、適正な処理に関する目標や施策等の基本的事項を定め、取組を推進するための計画です。

一般廃棄物処理基本計画の中間見直しにあたっては、廃棄物の適正処理やリサイクルについて定めた国や県の計画等を踏まえつつ、市の上位計画である総合計画や環境基本計画、廃棄物関連の法律に基づく計画等との整合性を図るとともに、「食品ロスの削減の推進に関する法律」や国や県等の計画を踏まえつつ、新たに食品ロス削減推進計画を本計画に位置付ける必要があります。

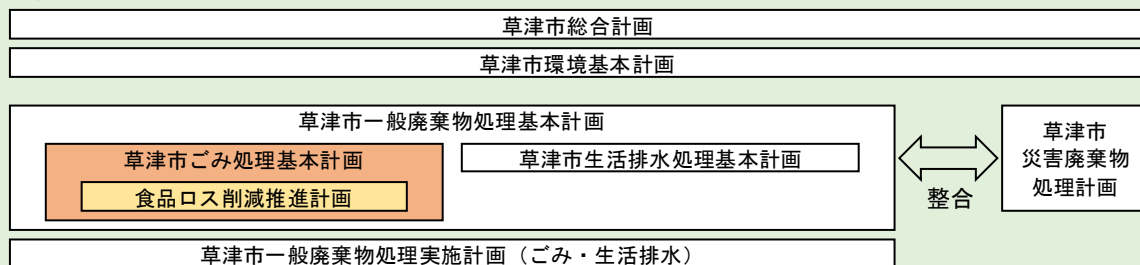
国の法律・計画



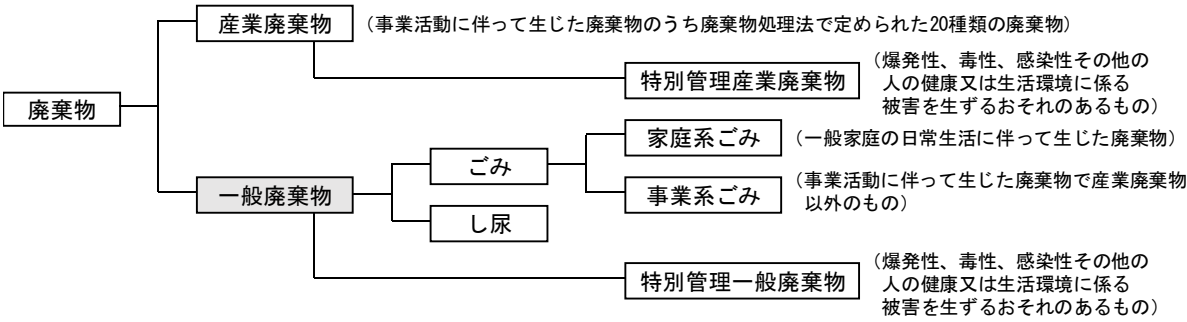
滋賀県の計画



草津市の計画



廃棄物には、大きく分けて「一般廃棄物」と「産業廃棄物」があります。「産業廃棄物」は、事業活動に伴い発生した廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める 20 種類となります。産業廃棄物以外の廃棄物が「一般廃棄物」となります。一般廃棄物には、家庭から生じた廃棄物である「家庭系ごみ」と事業活動に伴って生じた「事業系ごみ」があります。「一般廃棄物」の処理責任は自治体にあり、「産業廃棄物」の処理責任は事業者自身にあることが原則です。



2. 現計画における数値目標の達成状況について

現計画では、国や県が定める一般廃棄物の減量等に関する数値目標等を踏まえ、ごみの発生抑制・減量化・資源化施策を効果的に推進することを目的に、ごみの減量化等の数値目標を設定しています。

数値目標は以下2つの数値目標を定めており、基準年度を令和元（2019）年度とし、最終目標年度を令和14（2032）年度としています。

数値目標①：家庭系ごみ（集団回収※を含む）の減量目標

（※町内会、こども会などの団体が古紙等の資源物を回収し、回収業者に引き渡すリサイクル活動）

市民1人1日当たりの「家庭系ごみ（集団回収を含む）」を令和元年度比で8.0%削減します。

基準年度である令和元（2019）年度の市民1人1日当たりの家庭系ごみ（集団回収を含む）実績は553.2g/人・日であり、最終目標年度である令和14（2032）年度までに8.0%削減して、509.0g/人・日（44.2g削減）とするものです。

家庭系ごみ（集団回収を含む）の排出量は、令和2（2020）年度に増加したものの、令和3（2021）年度以降は順調に減少しており、令和5（2023）年度には令和14（2032）年度の目標値を達成しています。

令和2（2020）年度に増加した要因は、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛や在宅勤務の普及等が要因の一つと考えられます。令和3（2021）年度以降の減少要因としては、新型コロナウイルス感染症の収束の他、令和3（2021）年度から開始したクリーンセンターへのごみ持込事前申請制度の開始や、令和5（2023）年度の指定ごみ袋の無料提供の廃止が考えられます。

表1 家庭系ごみ（集団回収を含む）の推移

	令和元 (2019)年度 (基準年度)	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和14 (2032)年度 (目標年度)
目標値	—	—	—	—	—	—	—	509.0
【減量率(%)】	—	—	—	—	—	—	—	8.0%
実績値	553.2	557.3	542.7	515.4	490.6	479.1	469.7	—
【減量率(%)】	—	-0.7%	1.9%	6.8%	11.3%	13.4%	15.1%	—

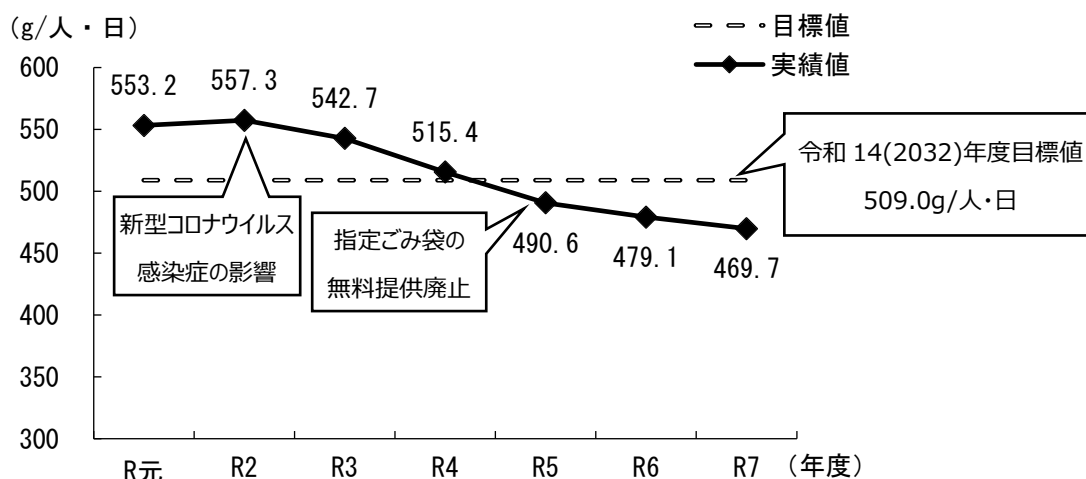


図1 家庭系ごみ（集団回収を含む）の推移

数値目標②：事業系ごみの減量目標

市民1人1日当たりの「事業系ごみ」を令和元年度比で6.1%削減します。

基準年度である令和元（2019）年度の市民1人1日当たりの事業系ごみ実績は260.2g/人・日であり、最終目標年度である令和14（2032）年度までに6.1%削減して、244.3g/人・日（15.9g削減）とするものです。

事業系ごみの排出量は、令和2（2020）年度に大きく減少し、令和14（2032）年度の目標値を達成しています。しかし、令和3（2021）年度以降は増減を繰り返しており、ほぼ横ばい傾向にあります。

令和2（2020）年度に大きく減少した要因は、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛や在宅勤務の普及等が要因の一つと考えられます。

表2 事業系ごみの推移

単位：g/人・日

	令和元 (2019)年度 (基準年度)	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和14 (2032)年度 (目標年度)
目標値	—	—	—	—	—	—	—	244.3
【減量率(%)】	—	—	—	—	—	—	—	6.1%
実績値	260.2	232.4	239.6	240.0	233.4	234.8	231.6	—
【減量率(%)】	—	10.7%	7.9%	7.8%	10.3%	9.8%	11.0%	—

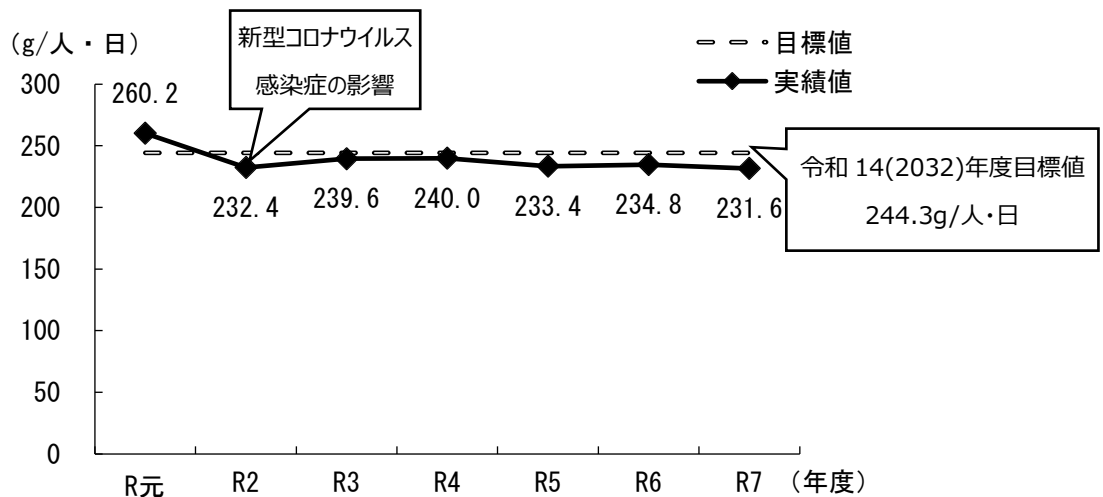


図2 事業系ごみの推移

3. ごみ量の推移

(1) ごみ処理量

リサイクル率を引き上げるためには、資源化可能なごみ（以下「資源ごみ」という。）の割合を増加させることが重要ですが、令和元（2019）年度以降、減少傾向を示している資源ごみについては、次のような理由が考えられます。

1) 空き缶類、飲・食料用ガラスびん類

飲料や調味料等、容器の軽量化およびペットボトル化が進んでいます。

2) 資源回収量

町内会等の各種団体では古紙や古布等の集団回収を行っています。令和5年度に古紙類の収集日を統合したことや、スマートフォン等の電子媒体の普及により紙媒体の需要が縮小していることが、資源回収量の減少傾向につながっていると考えられます。

表3 ごみ処理量（ごみ種別）の推移

単位：t

年度 (※：資源ごみ)	令和元年 (2019)年度 (基準年度)	令和2年度 (2020) 年度	令和3年度 (2021) 年度	令和4年度 (2022) 年度	令和5年度 (2023) 年度	令和6年度 (2024) 年度	令和7年度 (2025) 年度
焼却ごみ類	33,607	32,706	32,897	32,829	31,669	31,492	31,313
家庭系	20,076	20,552	20,313	20,020	19,055	18,772	18,694
事業系	13,531	12,154	12,584	12,809	12,614	12,720	12,619
プラスチック製容器類 ※	1,005	1,047	1,037	1,015	1,024	1,037	1,017
ペットボトル類 ※	301	313	329	339	334	337	333
空き缶類 ※	232	253	248	238	229	192	187
飲・食料用ガラスびん類 ※	686	737	717	694	669	637	600
破碎ごみ類（小型破碎）	747	838	719	597	574	562	547
陶器・ガラス類（不燃物）	306	343	309	265	259	244	228
乾電池 ※	23	26	24	25	26	26	26
蛍光管 ※	10	11	9	8	8	7	8
粗大ごみ	1,123	1,244	1,078	939	965	961	916
古紙類 ※	1,087	1,226	1,253	1,233	1,353	1,462	1,469
町内会等が実施した資源回収量 ※	3,197	2,586	2,466	2,138	2,014	1,720	1,567
合計	42,324	41,330	41,086	40,320	39,124	38,677	38,211

(出典：草津市のごみ状況)

市では、焼却ごみピット内の組成調査を月3回実施しており、その中に紙や布が多く含まれていることが分かっています。排出時において、資源ごみが焼却ごみ類の中にどの程度含まれているか、適正に排出されているか、より詳細な分別状況の把握が必要です。

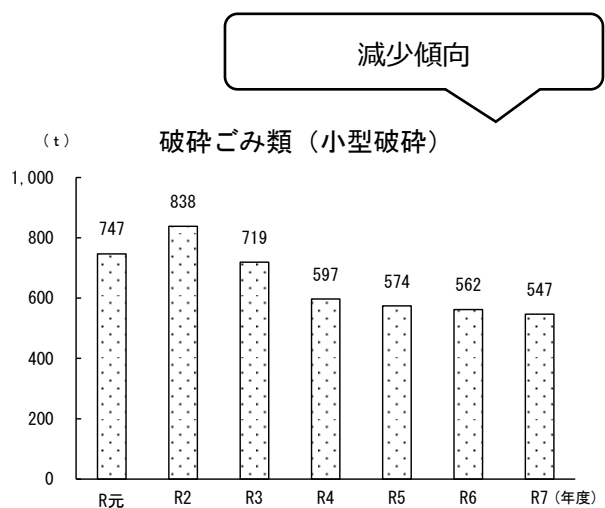
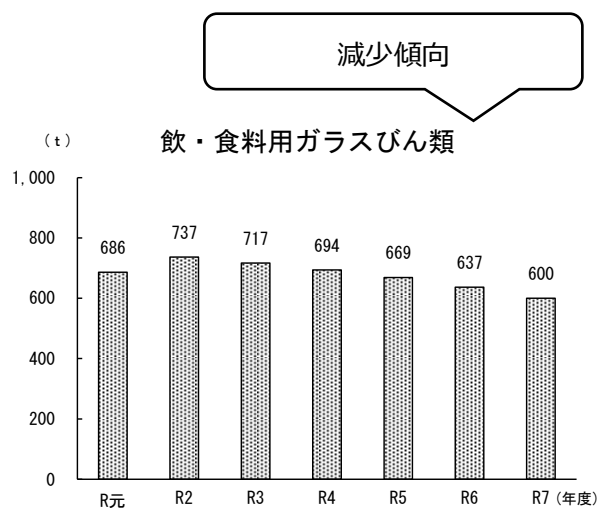
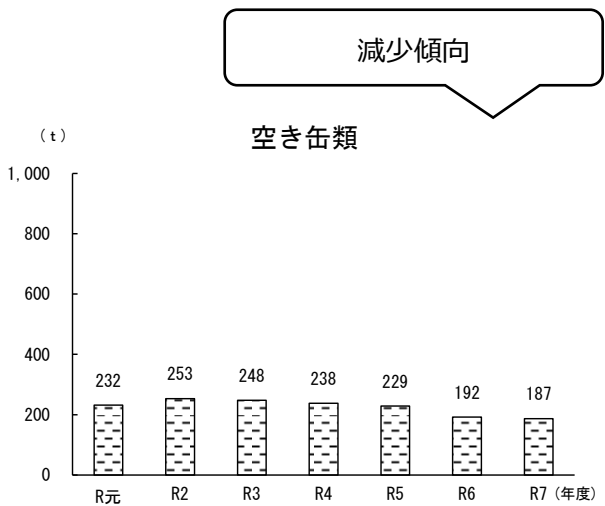
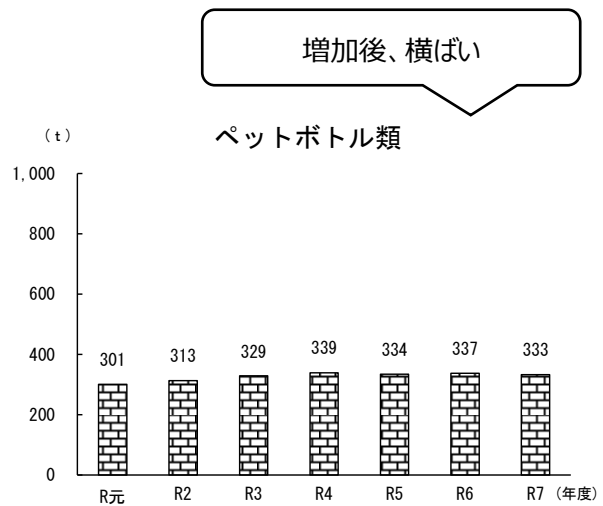
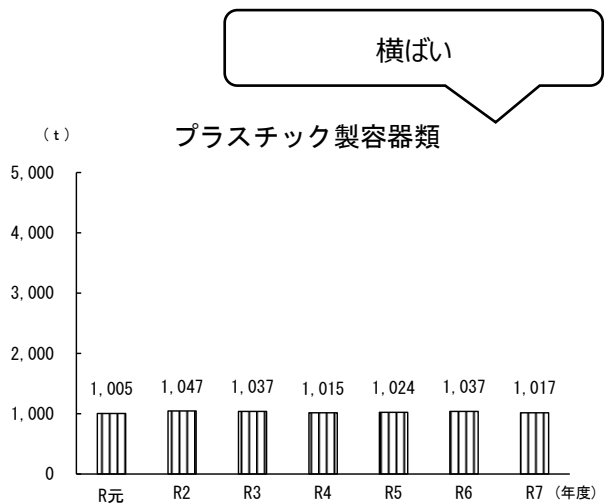
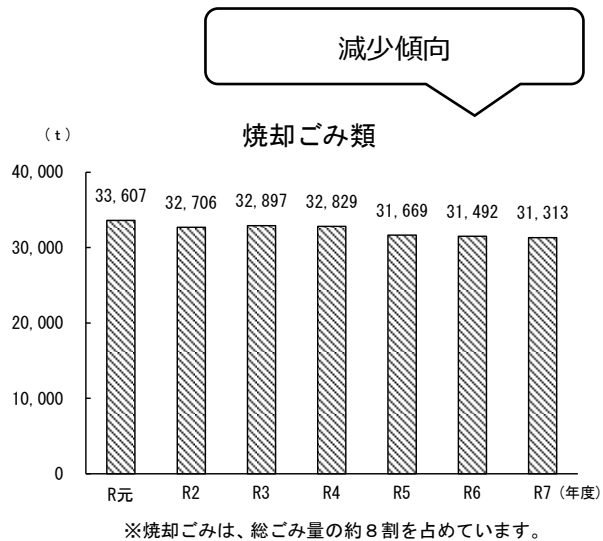


図3 ごみ排出量（項目別）の推移

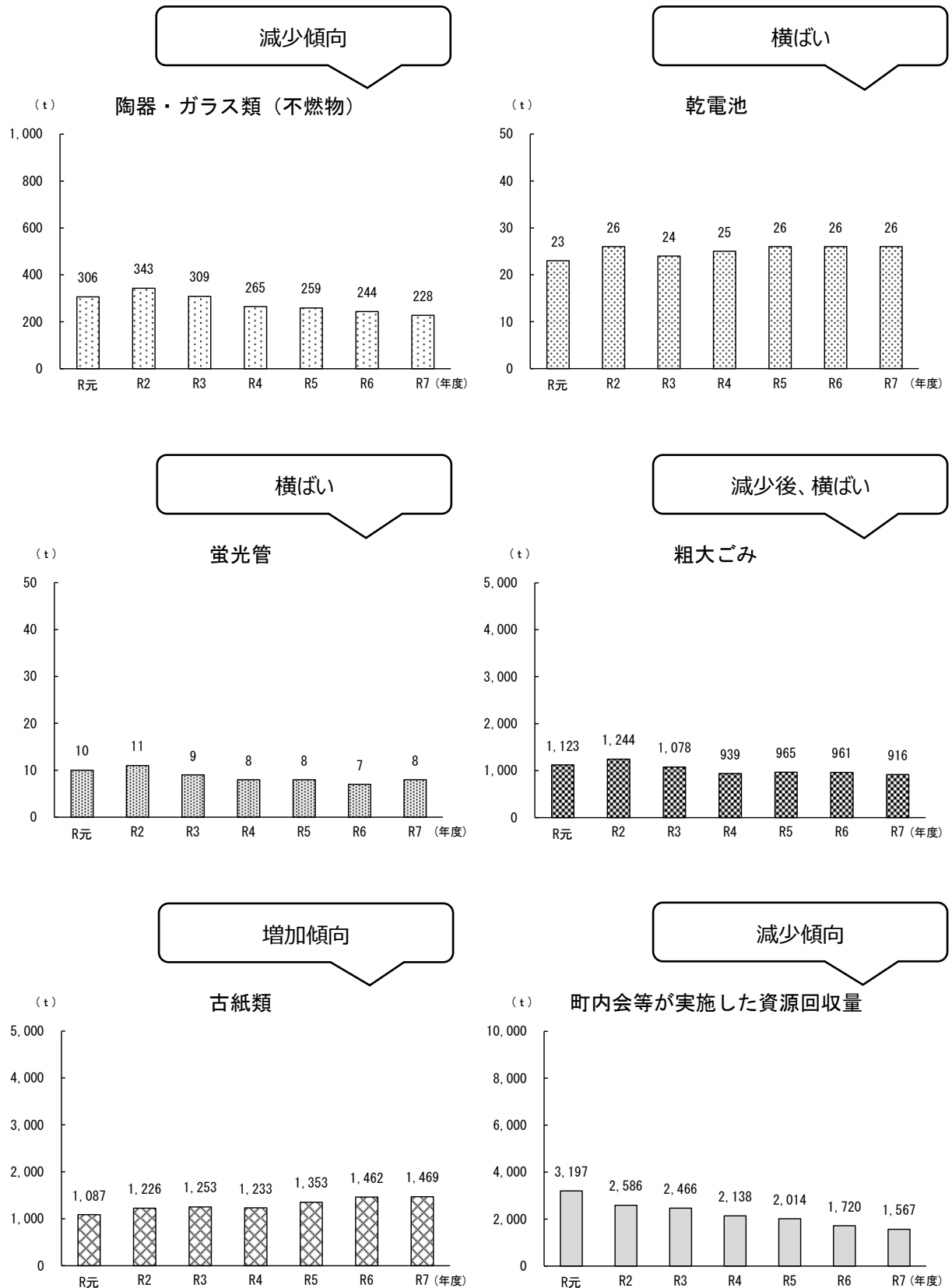


図3 ごみ排出量（項目別）の推移

(2) 資源化量

資源化量の内訳の経年変化は以下のとおりです。

表4 資源化量の内訳

単位：t

年度 品目		令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
金属		699	789	701	597	586	537	530
	スチール(破碎)	65	79	67	45	28	35	36
	アルミ(破碎)	6	8	7	5	4	4	5
	くず鉄	385	437	370	295	304	298	298
	電線	7	7	4	1	3	1	2
	空き缶類	236	258	253	251	247	199	189
びん類		661	717	706	664	639	611	549
	無色	322	354	335	314	315	284	254
	茶色	200	196	192	193	176	179	156
	その他	139	167	179	157	148	148	139
プラスチック製容器類		931	1,004	1,001	969	975	997	974
ペットボトル		276	288	303	322	311	311	309
乾電池		26	27	28	28	27	27	27
蛍光管		10	10	7	10	7	7	6
古紙類		1,087	1,226	1,252	1,233	1,353	1,462	1,469
	新聞・広告	334	346	356	339	803	875	862
	雑誌・雑紙	384	409	385	381			
	段ボール	369	471	511	513	550	587	607
小型家電		137	140	130	121	151	123	117
	制度対象品目	120	137	127				
	(うちフロン入り)	0	1					
	特定対象品目	17	2	3				
家具リサイクル		1	1	0	1	0	0	0
(事業系)	刈草(市内で堆肥化した水草)	135	88	70	31	77	94	81
	市外での資源化量	1,169	1,086	1,049	1,041	1,070	1,212	1,182
	資源回収量(集団回収)	3,197	2,586	2,466	2,138	2,014	1,720	1,567
	特定家電			1	1	1	2	2
処理困難物				1	1	0	0	1
合計		8,329	7,962	7,715	7,157	7,211	7,103	6,814

(出典：草津市のごみ状況,草津市立クリーンセンター年間報告書)

上表は、処理したごみの内、資源化できた量を示すものです。しかしながら、クリーンセンターに搬入されたごみの中には、分別誤り等により、資源化できない場合があることから、さらなる分別啓発に取り組む必要があります。

また、今後のリサイクル率を注視しつつ、資源ごみの排出割合や分別状況の把握と、ごみに関する市民意識や行動の把握が必要です。

(3) 国・県との比較

本市における令和7(2025)年度の1人1日当たりごみ排出量(集団回収含む)は、742g/人・日と基準年度(令和元(2019)年度)859g/人・日に比べ117g減少しています。近年の推移は減少傾向にあります。

いずれの年度においても全国平均より少なくなっていますが、滋賀県の平均値よりは多くなっており、引き続きごみ減量を進めていく必要があります。

表5 1人1日当たりごみ排出量の推移(集団回収含む)

年度	令和元 (2019)年度 (基準年度)	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
ごみ排出量 (t) …①+②	42,325	41,330	41,086	40,320	39,124	38,677	38,210
ごみ処理量 (t) …①	39,128	38,744	38,620	38,182	37,110	36,957	36,643
市外へのごみ排出量 (t) ※1) ※2)	(1,176)	(1,092)	(1,055)	(1,047)	(1,076)	(1,218)	(1,188)
集団回収量 (t) …②	3,197	2,586	2,466	2,138	2,014	1,720	1,567
人口 (人)	134,658	135,839	137,266	138,139	139,550	140,286	141,090
草津市 (g/人・日)	859	834	820	800	766	755	742
全国平均 (g/人・日)	918	901	890	880	851	839	—
滋賀県平均 (g/人・日)	837	822	809	789	761	749	—

※1)廃掃法第6条第3項に基づく市町村協議による市外への搬出分

※2)ごみ処理量に合算されています。

(出典：環境省排出実態調査,草津市立クリーンセンター年間報告書)

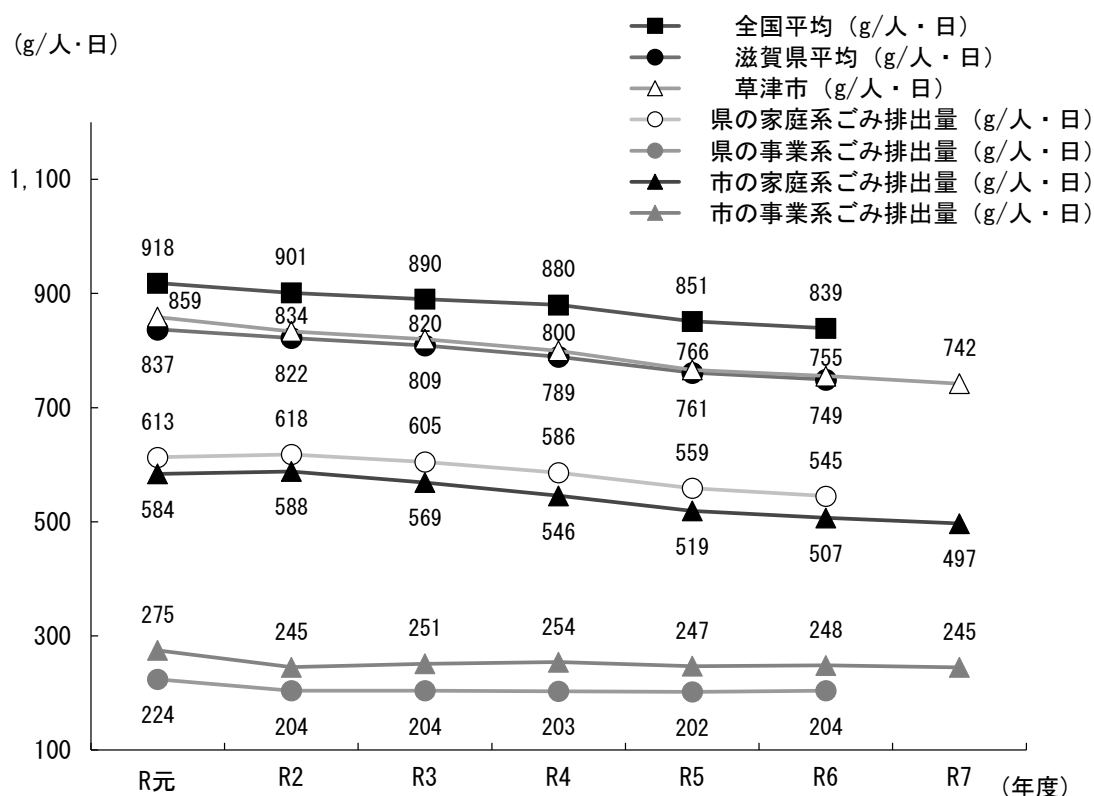


図4 1人1日当たりごみ排出量の推移(集団回収含む)

家庭系および事業系のそれぞれで比較すると、令和6年度の家庭系ごみは、市507g/人・日(県平均より-38g)、事業系ごみは、市248g/人・日(県平均より+44g)となっています。これは他市町と比べ、人口に対する事業所の数や規模が大きいことが理由と考えられ、家庭系ごみだけでなく、事業系ごみについても、さらなる減量化を進めていく必要があります。

(4) ごみ処理経費（1人当たり）

本市のごみ処理経費の経年変化は、増加傾向にあり、物価や賃金の上昇等が要因の一つと考えられます。

類似都市との比較では、令和6(2024)年度における本市の1人当たり年間処理経費は10,152円となっており、類似都市の平均14,999円を下回っています。効率的な運営がなされているという評価も可能ですが、都市ごとに施設規模や分別区分や実情が異なるため、その要因の特定はできません。全国と滋賀県との比較でも本市の処理経費は同様に下回っています。

今後も安定的かつ効率的なごみ処理事業に努める必要があります。

表6 ごみ処理経費の推移（1人当たり）

単位：円

年度	令和元 (2019)年度 (基準年度)	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
ごみ処理費用	1,296,297,316	1,300,841,865	1,301,830,675	1,306,729,992	1,381,089,080	1,424,172,645	1,422,588,616
1人当たり処理経費（市）	9,627	9,576	9,484	9,460	9,897	10,152	10,083
類似都市平均 ^{※2}	13,640	13,557	13,752	13,868	14,455	14,999	—
1人当たり処理経費（全国） ^{※1}	16,400	16,800	17,000	17,100	18,300	19,700	—
1人当たり処理経費（県） ^{※1}	17,400	27,700	21,600	17,800	16,300	16,500	—

（※1：環境省「一般廃棄物処理実態調査」）

（※2：環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」一部組合等を除く）

類型都市の概要〔人口区分：10万人以上～15万人未満、産業構造：Ⅲ次・Ⅳ次人口比95%以上、Ⅳ次人口比65%以上〕

類似都市数〔令和元年度：62市、令和2年度：62市、令和3年度：61市、令和4年度：66市、令和5年度：65市、令和6年度：64市〕

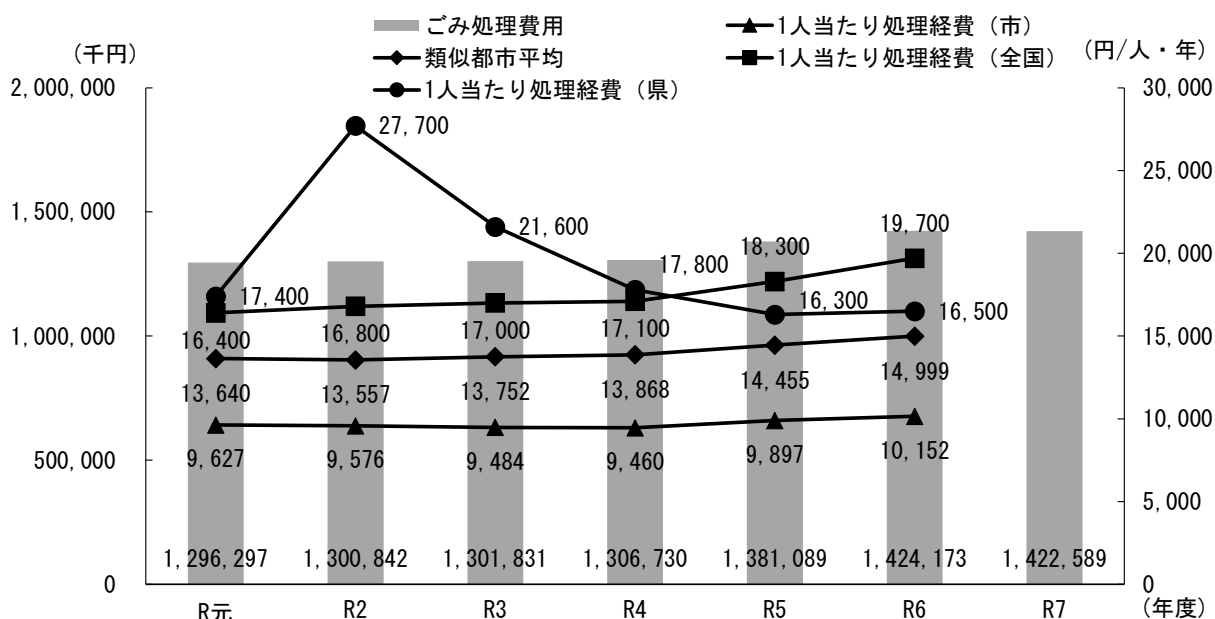


図5 ごみ処理経費の推移（1人当たり）

(5) ごみ処理経費 (1 t 当たり)

本市の1 t 当たりのごみ処理経費の経年変化は、増加傾向にあり、その要因は、1 人当たりのごみ処理経費 (P10) 同様、物価や賃金の上昇等が考えられます。

本市の1 t 当たり年間処理経費は、全国平均や滋賀県平均、類似都市平均を下回っていますが、今後ごみの減量化・資源化を進めることで、ごみ処理事業に関する経費削減を継続する必要があります。

表 7 ごみ処理経費の推移 (1 t 当たり)

単位：円

年度	令和元 (2019)年度 (基準年度)	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
ごみ処理費用	1,296,297,316	1,300,841,865	1,301,830,675	1,306,729,992	1,381,089,080	1,424,172,645	1,422,588,616
1t当たり処理経費 (市)	33,010	33,576	33,709	34,223	37,216	38,536	—
類似都市平均 ^{※2}	42,500	43,100	44,300	45,100	48,400	51,100	—
1t当たり処理経費 (全国) ^{※1}	48,900	51,100	52,400	53,300	58,800	64,300	—
1t当たり処理経費 (県) ^{※1}	56,600	92,200	73,100	61,800	58,500	60,200	—

(※1：環境省「一般廃棄物処理実態調査」)

(※2：環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」一部組合等を除く)

類型都市の概要 [人口区分：10万人以上～15万人未満、産業構造：3 (Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%以上、Ⅲ次人口比65%以上)]

類似都市数[令和元年度：62市、令和2年度：62市、令和3年度：61市、令和4年度：66市、令和5年度：65市、令和6年度：64市]

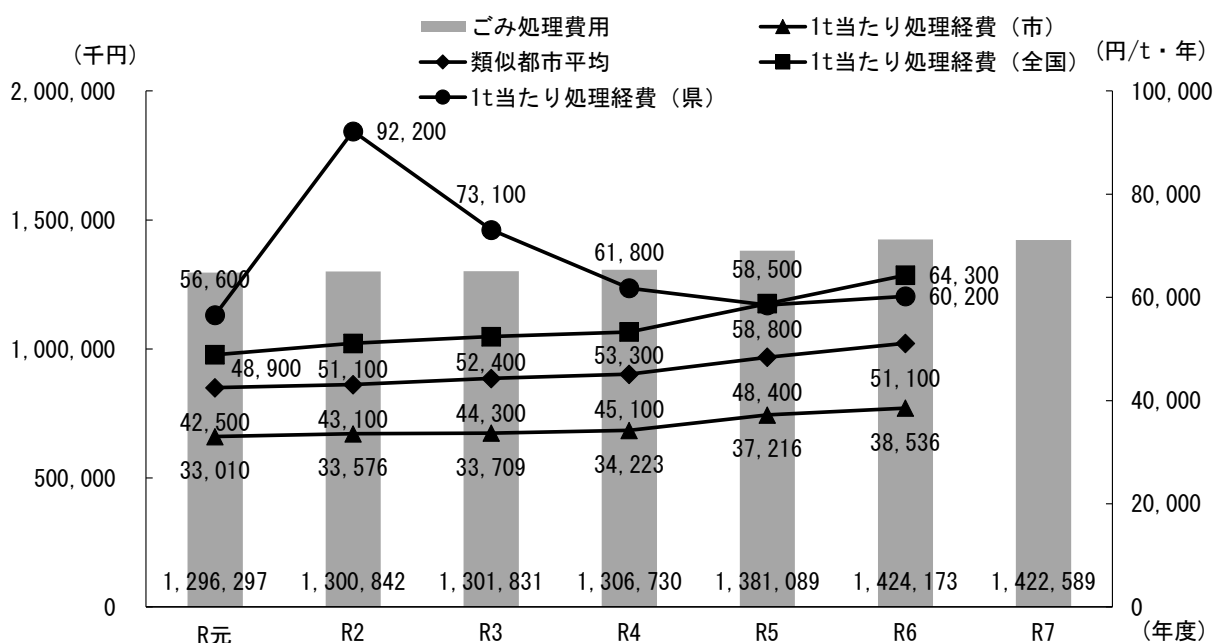


図 6 ごみ処理経費の推移 (1 t 当たり)

4. ごみに関する最近の国際情勢と国内の潮流

(1) 国際情勢

①プラスチック問題

平成 27 (2015) 年 9 月、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核として国際連合で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs : Sustainable Development Goals)により、海洋プラスチックの問題や資源の持続可能な利活用に向けた取組に注目が高まりました。

カナダおよびヨーロッパの各国では、「2030 年までに 100%のプラスチックを、リユース、リサイクル又は回収可能にする」、「2030 年までにプラスチック包装の最低 55%をリサイクル又は再使用する」等の目標を掲げた『海洋プラスチック憲章』が承認されています。ヨーロッパでは、「特定のプラスチック製品の環境への影響の低減に関する EU 指令」(令和元(2019)年 7 月施行)、「エコデザイン規則 (ESPR) 法案」(令和 6 (2024) 年 7 月発効)、「容器包装・容器包装廃棄物規則 (PPWR)」(令和 7 (2025) 年 2 月発効) 等により使用量の削減やリサイクル、バイオプラスチックの導入等が促進されています。

一方、中国では、日本から廃プラスチックや古紙等の資源ごみを輸入し、製品の原料として再利用していましたが、資源化できないものや異物、有害物の混入があり、それらの野焼きや不法投棄等の環境問題が生じたため、令和元 (2019) 年末に輸入廃棄物 (生活由来の廃プラスチックや未分別の紙くずや繊維くず) の制限を開始し、平成 30 (2018) 年 1 月から資源ごみを輸入禁止としました。東南アジア諸国も同様の動きがみられ、日本国内でのプラスチックの処理や資源化を見直すことが強く求められています。

②食品ロスへの取組

食品ロスについては、EUをはじめ、イギリスやフランス、アメリカ等において 1 人当たり食品廃棄物量の削減率等について目標が定められており、SDGs のターゲットの 1 つとして、『2030 年までに世界全体の 1 人当たりの食料の廃棄を半減させる』ことが掲げられています。

欧米やアジアの国々では、法律やガイドラインの整備や改正により、売れ残り食品の寄付や飼料・肥料等への転用の義務付け、賞味期限表示に関する制度の見直し、事業者への削減義務や報告義務等が進められています。

③温室効果ガス (CO₂) 削減への取組

温室効果ガス (CO₂) については、上記に示した SDGs において、「ゴール 13 (気候変動)」気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じることを目指しており、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 5 次評価報告書によると、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、観測された温暖化は人間活動による影響が支配的な要因である可能性が極めて高い (95%以上) と結論付けています。

国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) (平成 27 (2015) 年 11 月～12 月) において採択されたパリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「主要排出国を含む全ての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新すること」等が定められました。これらに基づいて各国が気候変動に対処するための取組が進められており、国連気候変動枠組条約第 30 回締約国会議 (COP30) (令和 7 (2025) 年 11 月) では、パリ協定の実施の加速と国際協力の進展が議論されました。

ごみ処理事業は環境への負荷が大きく、特にごみ焼却時の CO₂ は、温暖化に影響を及ぼすものであることから、ごみの排出抑制に努めつつ、環境負荷の低減に向けた取組が必要です。

（２）国内の潮流

①循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30（2018）年閣議決定）では、環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的向上を掲げ、“持続可能な社会づくりとの統合的取組”、“地域循環共生圏による地域の活性化”、“ライフサイクル全体での徹底的な資源循環”をはじめとする 7 つの方向性が示されました。

この中で“ライフサイクル全体での徹底的な資源循環”を目指すためには、ごみの減量とリサイクルの推進に向けた分別やリサイクルの継続と 2R（発生抑制：リデュース、再利用：リユース）を意識した取組が必要とされ、環境負荷を低減する観点からも『できる限りごみとなるものを減らし、そのまま使用できるものは再使用し、どうしても廃棄するものはできる限りリサイクルする』2R に重点が置かれ、様々な取組が進められてきました。

その後、令和 6（2024）年 8 月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画では、“循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行”が国家戦略として位置づけられました。循環経済では、製品の設計段階から使用、回収、再利用、再資源化に至るまでの一連の流れを通じて、資源の価値をできるだけ下げずに循環させることで、天然資源の投入量や廃棄物の発生を抑制することができます。また、循環経済への移行によって循環型社会を形成することは、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、質の高い生活の実現に資するものです。資源循環のための事業者間連携、資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化等が柱とされており、多様な主体の連携・協働が求められています。

滋賀県においても、令和 9 年 3 月策定予定の第六次滋賀県廃棄物処理計画にて、「サーキュラーエコノミーの推進」を計画の 3 つの基本方針の 1 つとして設定し、県内の地域資源を活かしながらサーキュラーエコノミーに向けた取組を推進していく予定です。また、サーキュラーエコノミーの認知度を令和 12 年度までに 50%にすることを目標として掲げることを検討しています。

②廃プラスチックの処理

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応に加え、廃プラスチック有効利用率の低さ、世界で 2 番目に多い 1 人当たりの容器包装廃棄量等の課題を背景として、国内のプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まり、令和元（2019）年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、『2030 年までにワンウェイ（使い捨て）プラスチックの 25%排出抑制』、『容器包装の 6 割をリユース・リサイクル（目標：2030 年）』といった目標が掲げられました。また令和 4（2022）年 4 月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」は、3R+Renewable を基本原則として、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収および再資源化を促進することを目的に制定されました。これらを受け、市町村では、プラスチック使用製品の一括回収や再商品化に向けた検討・実施が進められています。

滋賀県においても、令和 5（2023）年 10 月からライフスタイルを見直し、プラスチック代替製品の利用、マイボトルの持参等プラスチックごみ削減に向けた実践行動のチャレンジ

を後押しする「しがプラスチックチャレンジプロジェクト」を展開しています。プロジェクトでは、毎月一日の「しがプラチャレンジの日」や10月の「しがプラチャレンジ推進月間」を創設し、プラスチックごみ削減に取り組んでいます。

③食品廃棄物（食品ロス）の削減

国内では、SDGsを踏まえ、「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、家庭系食品ロスの削減目標を『2030年までに半減（2000年度比）』することが明記されました。また、「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」（令和元（2019）年10月施行）では、国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力や都道府県・市町村による食品ロス削減推進計画の策定の推進等が定められました。

なお、事業系食品ロスの削減目標については、食品リサイクル法の基本方針「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」で設定されており、令和7（2025）年3月策定の新たな基本方針では、食品ロスの発生実績の推移をもとにした予測のほか、新型コロナウイルス感染症の影響やその間に起きた消費者の行動変容、今後の食品ロス削減に向けた取組の拡大等を踏まえ、2000年度比で2030年度までに60%削減（219万t）等が目標として設定されました。

事業者においては、納品期限緩和、賞味期限の年月表示化、未利用食品の寄附等の取組が進められています。また、消費者にも「食品ロス」は広く認知されるようになっており、家庭や外食時の食品ロス削減に向けた様々な取組が広がっています。

滋賀県においても、令和9年3月策定予定の第六次滋賀県廃棄物処理計画の別冊として第二次滋賀県食品ロス削減推進計画を策定予定です。滋賀県の家庭系食品ロス量は令和5年度で約2.4万トン、1人当たり年間約17kgと推計されています。第二次滋賀県食品ロス削減推進計画では、「三方よしと県民総参加でフードエコ」を基本理念とし、家庭系食品ロスおよび事業系食品ロスの年間発生量は国と同様の目標値を設定する予定です。また、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を2030年度に80%、「三方よしフードエコ推奨店」累計登録店舗数を2030年度に500店舗、フードバンクを知っている人の割合を2030年度に50%という数値目標の設定を検討しています。

④災害廃棄物への対応

大規模災害時に発生する多様で膨大な量の災害廃棄物に対して国は、東日本大震災で得られた経験や知見を踏まえ、平成26（2014）年に「災害廃棄物対策指針」を策定、平成30（2018）年3月に改訂されました。近年では、能登半島地震、台風や豪雨等の災害が発生しており、蓄積された多くの課題や知見を元に災害廃棄物対策を更に迅速かつ実効性のあるものにするため、災害廃棄物対策指針に付帯する技術資料の修正や新たなガイドラインの策定が進んでいます。

滋賀県においても、令和9年3月策定予定の第六次滋賀県廃棄物処理計画にて、「災害廃棄物の円滑な処理体制の構築」を計画の3つの基本方針の1つとして設定し、市町の災害廃棄物処理計画の策定支援や各種手引きの作成、災害時等のごみ処理の相互支援協定の締結、災害廃棄物処理に係る訓練の実施等の取組を進める予定です。

本市では、「災害廃棄物対策指針」を踏まえるとともに、平成29（2017）年度に策定された

「滋賀県災害廃棄物処理計画」と整合を図り、草津市地域防災計画を補完する位置づけとして、「草津市災害廃棄物処理計画」を平成 31（2019）年 3 月に策定しています。

⑤高齢化社会への対応

国では今後、さらに高齢化が進み、令和 19（2037）年には 65 歳以上の高齢者が 33.3%となり、国民の 3 人に 1 人が 65 歳以上の者になると予測されています。

高齢化社会への対応として、ごみ出し支援事業（ごみ出しが困難な世帯のごみ出しを支援する事業）を実施している自治体があり、ごみ出しの支援とともに安否確認を行っています。

また、医療技術の進歩に伴い在宅医療や在宅介護が増え、注射針等のように先端が鋭利なものや非鋭利なもの（ビニールバッグやチューブ・カテーテル類、ガーゼ、ガラス製容器等）の在宅医療廃棄物が増加することが予想されます。感染性の危険が高い医療廃棄物は、医療機関での回収を求める等、医師会や薬剤師会、医療機器・製薬業界といった関係機関が情報を共有し、連携する必要があります。

⑥廃棄物の適正処理

近年、小型充電式電池が誤って不適切なごみ区分で排出され、ごみ収集車やごみ処理施設内で火災が発生するという事故が全国で発生しています。小型充電式電池が使用されている製品としては、モバイルバッテリーや電子たばこ、スマートフォン等があります。ごみ収集車の火災は、ごみ収集員や近隣市民への危険、ごみ収集の遅延といった問題が起こります。また、ごみ処理施設内での火災は、市内のごみや資源物の回収・処分が停止する可能性があります。小型充電式電池等、誤った分別区分で排出されないよう排出方法を周知し、適正に処理することが求められています。

滋賀県においても、令和 9 年 3 月策定予定の第六次滋賀県廃棄物処理計画にて、リチウムイオン蓄電池の火災防止対策や処理困難物の適正処理の促進を取組の 1 つとして挙げ、火災防止対策のための情報収集、市町等への情報提供や県民への啓発を行う予定です。

5. まとめ

《 1 》 目標達成状況のまとめ

数値目標①：市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ（集団回収を含む）（3 ページ参照）・・・○

家庭系ごみ（集団回収含む）の排出量は、令和 2 年度に増加したものの、令和 3 年度以降は順調に減少しており、令和 5 年度には令和 14 年度の目標値を達成している状況です。

数値目標②：市民 1 人 1 日当たりの事業系ごみ（4 ページ参照）・・・○

事業系ごみの排出量は令和 2 年度に大きく減少し、令和 14 年度の目標値を達成している状況です。しかし、令和 3 年度以降は増減を繰り返しており、ほぼ横ばい傾向にあります。

《 2 》 ごみ量の推移を踏まえた課題

（1）ごみ処理量（5 ページ参照）

- ・焼却ごみ量は減少傾向にあります。さらなるごみの減量やリサイクル率の向上を図るためには、引き続き、ごみの減量や分別の徹底に向けた啓発が必要です。

（2）資源化量（8 ページ参照）

- ・資源ごみの中に、資源化できなかったもの（分別が誤っていたものや、排出状況が悪かったもの）が一部含まれており、さらなる分別啓発に取り組む必要があります。
- ・今後のリサイクル率向上に向け、資源ごみの排出割合や分別状況の把握と、ごみに関する市民意識や行動の把握が必要です。

（3）国・県との比較（9 ページ参照）

- ・全国平均より少なく、滋賀県の平均値より多い状況にあります。引き続き、ごみ減量化に取り組む必要があります。
- ・家庭系および事業系のそれぞれで比較すると、事業系ごみ量が県平均を上回っており、事業系ごみについても、さらなる減量化を進めていく必要があります。

（4）ごみ処理経費（10, 11 ページ参照）

- ・本市の 1 人当たりおよび 1 t 当たり年間処理経費は、全国平均や滋賀県平均、類似都市平均を下回っています。今後も安定的かつ効率的なごみ処理事業に努める必要があります。

《 3 》 国内外の潮流を踏まえた課題（12～15 ページ参照）

①循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

- ・資源循環を目指すためには、ごみの減量とリサイクルの推進に向け、分別やリサイクルの継続と 2R（発生抑制：リデュース、再使用：リユース）を意識した取組が必要です。

②プラスチック問題

- ・令和 4 年 4 月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、市町村ではプラスチック使用製品の一括回収や再商品化に向けた検討が求められています。

③食品ロス

- ・国においては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」を令和 7 年 3 月に新たに策定し、家庭系食品ロスを 2030 年度までに 2000 年度比半減、事業系食品ロスを 2030 年度までに 2000 年度比 60%削減を目標としています。市としても食品ロス問題は重要な課題と考えており、計画において目標を定め、計画的に施策を進める必要があります。

⇒ 現状の課題把握とその解決につなげるため、調査を行います。

- ・ごみ組成調査
- ・市民アンケート
- ・事業者アンケート